

## 第 74 回国民体育大会高萩市食品衛生対策実施要領

### 1 目的

この要領は、第 74 回国民体育大会高萩市食品衛生対策要項に基づき、第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

### 2 実施業務

#### (1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

##### ア 広報活動

いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は保健所等の協力のもと、市広報やチラシ等の各種広報媒体を活用して、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

##### イ 食品衛生講習会

実行委員会は、保健所と連携して、食品衛生講習会を実施する。

#### (2) 監視指導

実行委員会は、大会に関する選手・監督、役員、視察員、報道員及び、大会関係者並びに、一般観覧者に食品を提供する次にあげる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

##### ア 宿泊施設

##### イ 弁当調製施設

##### ウ 弁当引換所

##### エ 大会会場内の飲食営業施設及び食品販売店（臨時的施設を含む。）

##### オ 土産食品等の食品製造・販売施設

#### (3) 食中毒発生時の対応

ア 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、食中毒の発生又はその疑いに関する情報を入手した時は、速やかに保健所に通報する。

イ 実行委員会及び食品提供施設の関係者は、保健所が実施する食中毒調査に協力し、健康被害の拡大防止及び原因究明に努める。

### 3 緊急連絡体制の整備

実行委員会は、大会期間中における食中毒の発生時、緊急時の連絡体制を整備する。

### 4 その他

この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。